

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩沼市長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	岩沼市 (4211)	
地域名 (地域内農業集落名)	矢野目地区 (矢野目上、矢野目中、矢野目下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は津波による農機具の流失等の被害は少なく、農地災害復旧工事も完了しており、震災前と同様の作付がなされている。なお、当地区の一部区域については、一般保留地区に指定されており、今後開発計画が具体化していく予定である。  
 また、当地区は従来から水稻を中心に作付けしているが、地区全体の起伏の影響によりほ場条件が両極化している。(湛水の可否等)また、担い手の高齢化が進んでおり、遊休農地の増加が見込まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

労働力は減少していくことが見込まれるため、畑地化は難しく、今後も稲作を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.01 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

矢野目上、矢野目中、矢野目下を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区全体に大きな起伏があり、位置によって土地条件が大きく異なることから、単純な集約は困難。離農する者がいた場合には、近隣の耕作者が農地を引き受けて、集積・集約に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
近隣に住む地権者が多く、また、物納を望む声があるため、農地中間管理機構を利用するメリットがない。
(3)基盤整備事業への取組方針
実施なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の農業に興味がある者を中心に新たな担い手の発掘・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
実施なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②農薬・肥料の過剰使用をせず、環境に配慮しながら営農する。
- ⑦農地の適切な管理に努めていく。